

## 特定口座約款（上場株式等保管委託約款及び上場株式等信用取引取引約款）

### 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）がひまわり証券株式会社（以下「当社」といいます。）において設定する租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に規定する特定口座に関する取扱を定める事を目的とするものです。

2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款の定めがない場合は、諸法令及び総合取引約款他当社の約款等の定めるところによるものとします。

### 第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客様は、当社が定める方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出または提示することにより、特定口座の設定を申込みものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の設定を及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

(1) 租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める特定口座開設届出書

(2) 当社が定める本人確認書類

2 お客様は、当社が定める方法により、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書（以下「当該選択届出書」といいます。）を提出したときは、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について、租税特別措置法第37条の11の4に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例（以下「源泉徴収」といいます。）の適用を受けるものとします。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡等については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までにとくにお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとしたします。

3 お客様が当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

### 第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

特定口座内保管上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（この約款に基づき特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

2 上場株式等の信用取引は、特定信用取引勘定（この約款に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

#### 第4条（所得金額等の計算）

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得金額の計算を、租税特別措置法、その他関係法令及び政省令の定めに基づき行います。

#### 第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下に定める上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のうち、特定口座への受入れが、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客名簿に記載、または記録をする方法により行われるもののみを受入れます。

(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等または当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

(2) 当社以外の証券会社に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により当社の特定口座に移管（一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等がすべて移管される場合に限ります。）された上場株式等

(3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3条に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）

(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

(5) 贈与・相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。以下同じ。）により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈者に係る被相続人また他の証券会社に開設していた特定口座に引続き保管の委託がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管（一部移管の場合には同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。）された上場株式等

(6) お客様が、次に掲げる事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を基因とし、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録する方法で受入れたもの等、関係法令の定めにより、特定保管勘定への受入れが認

められている上場株式等

- ①株式の分割または併合
- ②法人の合併
- ③法人の分割
- ④株式交換等
- ⑤特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使
- (7) その他、租税特別措置法等、関係法令及び政省令で定められたもの

#### 第6条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法または上場株式等を発行した法人に対して端株もしくは一単元の株式に満たない数の株式（登録株を除きます。）の譲渡について、当社を経由する方法のいずれかにより行います。

#### 第7条（源泉徴収）

当社は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条51、その他関係法令及び政省令の規定に基づき、所得税及び地方税（道府県民税株式等譲渡所得割）の源泉徴収を行います。

2 前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の外国証券に付与された新株予約権等の売却代金その他譲渡後直ちに銀行振込等に充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に10%を乗じて計算した金額の銀行振込を行わないことがあります。

3 外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

#### 第8条（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

#### 第9条（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第1項（1）に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところにより行います。

#### 第 10 条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当社は、第 5 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第 1 項（5）に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第三号または第四号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。

#### 第 11 条（年間取引報告書等の送付）

当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、申込者に交付いたします。

#### 第 12 条（緊急投資促進税制との関係）

特定口座源泉徴収選択届出書を提出したお客様は特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）の適用は受けられません。

#### 第 13 条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

#### 第 14 条（特定口座を通じた取引）

申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

#### 第 15 条（合意管轄）

申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

#### 第 16 条（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または当社が必要と認める場合に、改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の特権を制限もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定め

る方法によりお知らせいたします。この場合、お客様において所定の期日までに異議の申し立てがないときは、改定にご同意いただいたものとして取扱うものとします。

平成 22 年 1 月